

調布市総合体育館排煙オペレーター更新工事

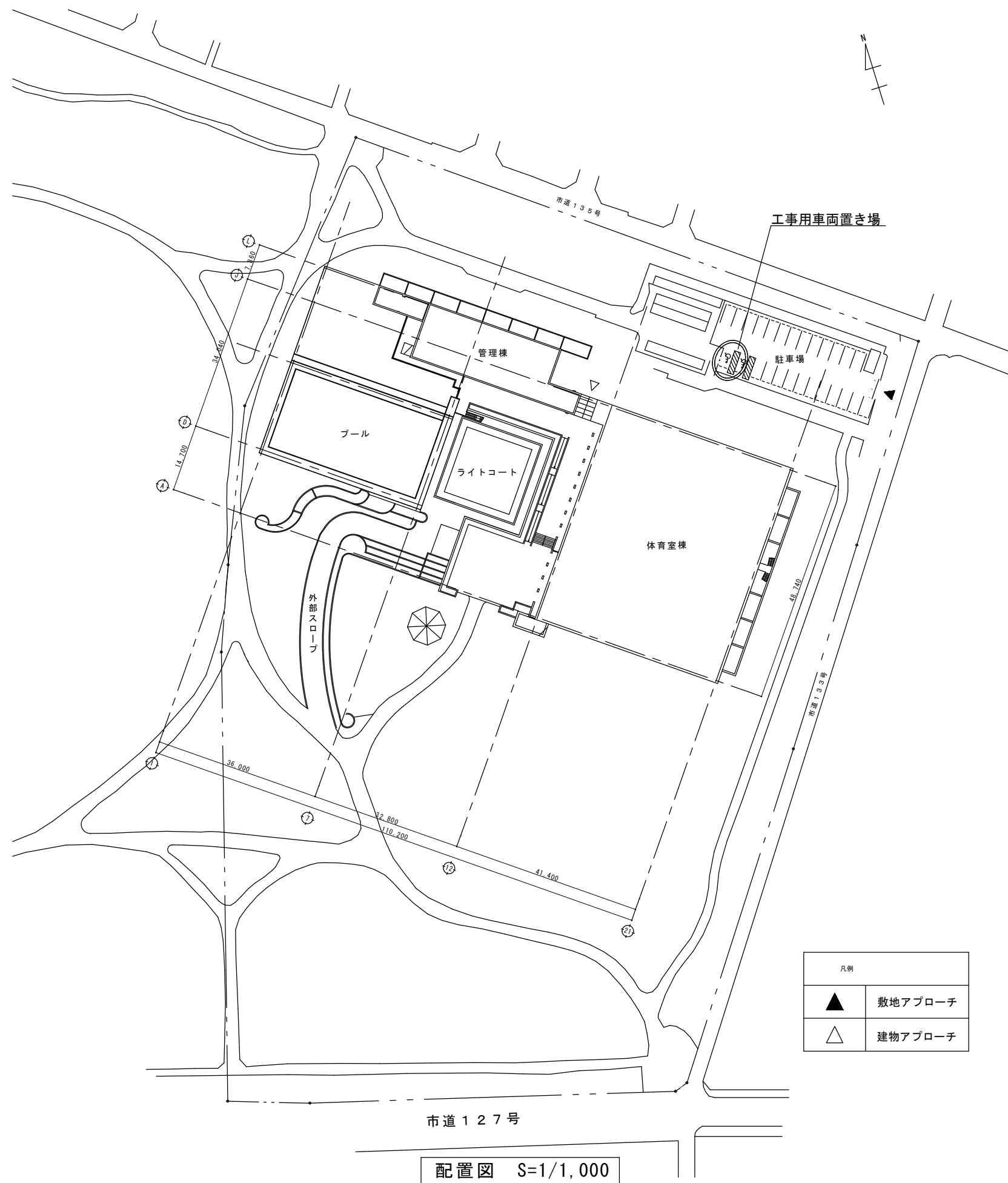
図面リスト

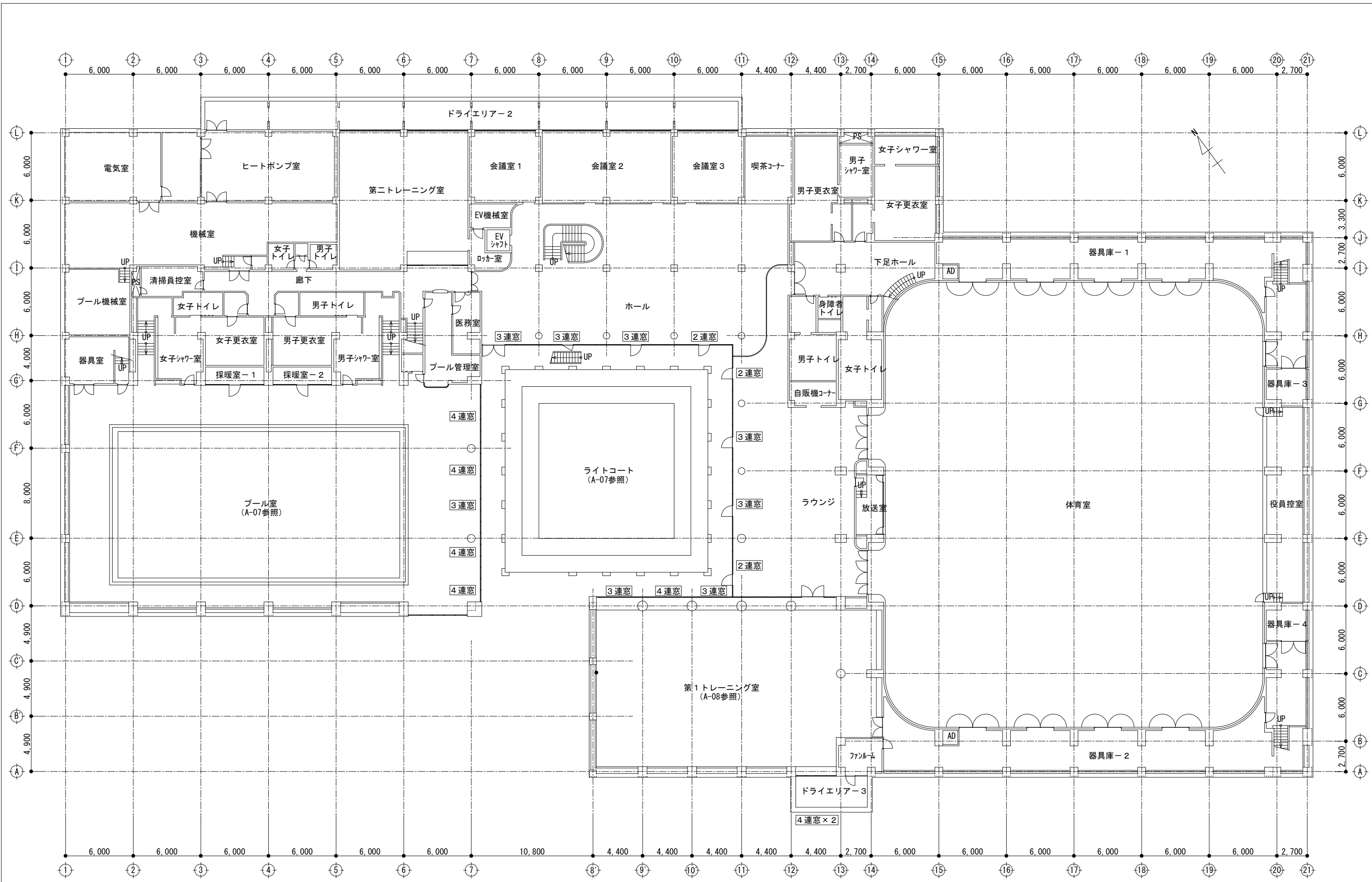
図面番号	図面名称	縮尺
A - 00	表紙・図面リスト	—
A - 01	特記仕様書	—
A - 02	案内図・配置図	S=Non scale S=1/1,000
A - 03	地階平面図	1/300 1/100
A - 04	1階平面図	1/300 1/100
A - 05	キープラン・建具表 1 【ロビー】	1/200 1/100
A - 06	キープラン・建具表 2 【体育館】	1/300 1/100
A - 07	キープラン・建具表 3 【ライトコート・プール】	1/200・1/300 1/100
A - 08	キープラン・建具表 4 【第 1 トレーニング室】	1/200 1/100

設計図承認日 令和 7 年 9 月 1 日

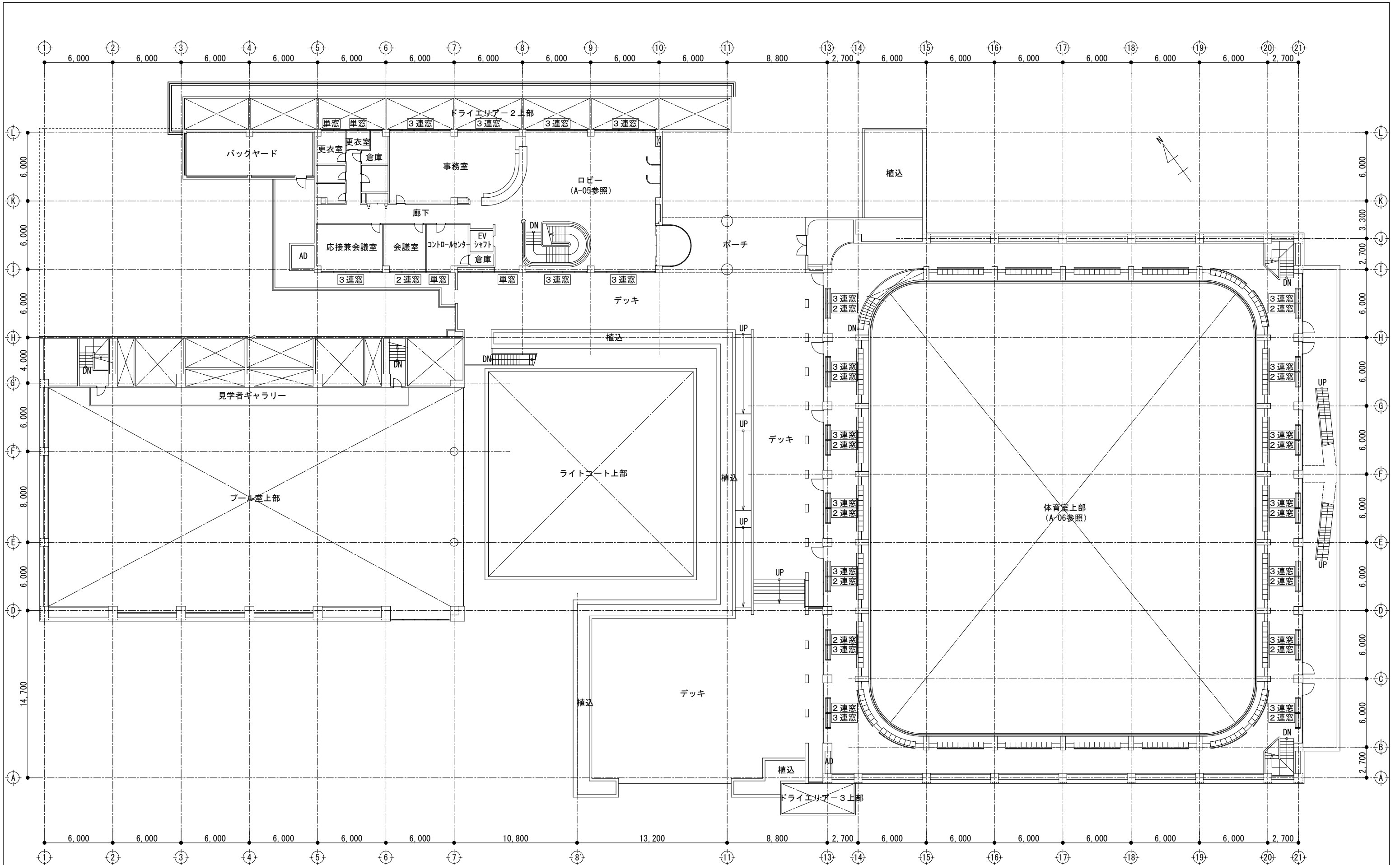
特記仕様書 1													
第 1 編 共通事項				1.1.7 工事実績情報の登録 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。 1.1.8 提出書類 受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。 1.1.11 関連工事等の調整 関連工事は、次のとおりである。 ○ 特になし 1.1.16 建設副産物の処理 建設副産物の処理は、次により処理する。 ○ 標準仕様書による。 第2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。 ○ 全体工程表 ○ 月間工程表 ○ 週間工程表 1.2.2 施工計画書 (4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。 1.2.4 工事の記録等 (5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。 また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ○ 作成する 1.2.5 試験及び施工等の記録 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影」（東京都財務局）による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ○ 作成する 第3節 工事現場管理 1.3.5 施工条件 (1) 施工日及び施工時間は次による。 「調布市の休日に関する条例」第1条第2項に規定する調布市の休日のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日は施工しない。 (2) 施工日は原則休館日（第1及び第4月曜日）とする。 (3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。 ○ 図示による。 (4) 施工条件は、次による。 ○ 原則として令和8年3月13日までに完了検査に合格し、引き渡しを完了させること。 ○ 万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。 (5) 低騒音・低振動型建設機械 ○ 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。 ア バックホウ イ クラムシェル ウ トラクターショベル エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入引抜機 カ アースオーガー キ オールケーシング掘削機 ク アースドリル ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー 1.3.7 施工中の安全確保 ○ 交通誘導員及び警備員は、必要に応じて配置すること。 (8) 高所作業においては、墜落制止器具を使用すること。 1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制 ○ 環境により良い自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。				第4節 材料 1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い 工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。			第6節 施工 1.6.7 排出ガス対策型建設機械 建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）		
第2章 仮設工事													
第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等 2.2.4 仮囲い等 本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。 ○ カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）													
第25章 金属製建具工事													
排煙オペレーター更新内容 ※改修位置は図面のとおり。 ※オペレーター設置高さはFL+1000～FL+1500とすること。 【体育館・第一トレーニング室・ライトコート・ロビー】 (1) ハンドルボックスの交換（ベースプレート含む）：A-08参照 (2) フレコンパイプ（材質：ポリエチレン、口径：φ9）の交換 (3) ワイヤー（材質：ステンレス、口径：φ1.8）の交換 (4) ダンパー（シルバーメタリック焼付塗装、口径φ18）の交換 (5) 枠滑車及び障子滑車の交換 【ブール】 (1) ハンドルボックスの交換（ベースプレート含む） (2) メインケーブル（材質：ステンレス、口径：φ3.3）の交換 (3) メインパイプ（アルマイト仕上げ、口径：φ10）の交換（クランプ、パイプジョイント含む） (4) チェーンケース及びチェーンブラケットの交換 (5) 障子金具の交換													
調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、調布市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。 この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。													
2.1 適用範囲 (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）」に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。 本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。 (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。 (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。 (4) 設計図書の優先順位は、次のアからエまでの順番通りとする。 ア 質問回答書 イ 特記仕様書 ウ 設計図 エ 標準仕様書													
2.5 工事の入札等について 入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。													
2.7 各種点検、調査、見学会等への協力 (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。 (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。 (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。													
第2編 工種別事項													
第1章 総則													
第1節 一般事項													
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。 ○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。													
1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。													

令和7年度	令和7年9月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市総合体育館排煙オペレーター更新工事	図面名称	特記仕様書	縮尺	図面No.	A-01
-------	--------	---	-----------	------	----------------------	------	-------	----	-------	------

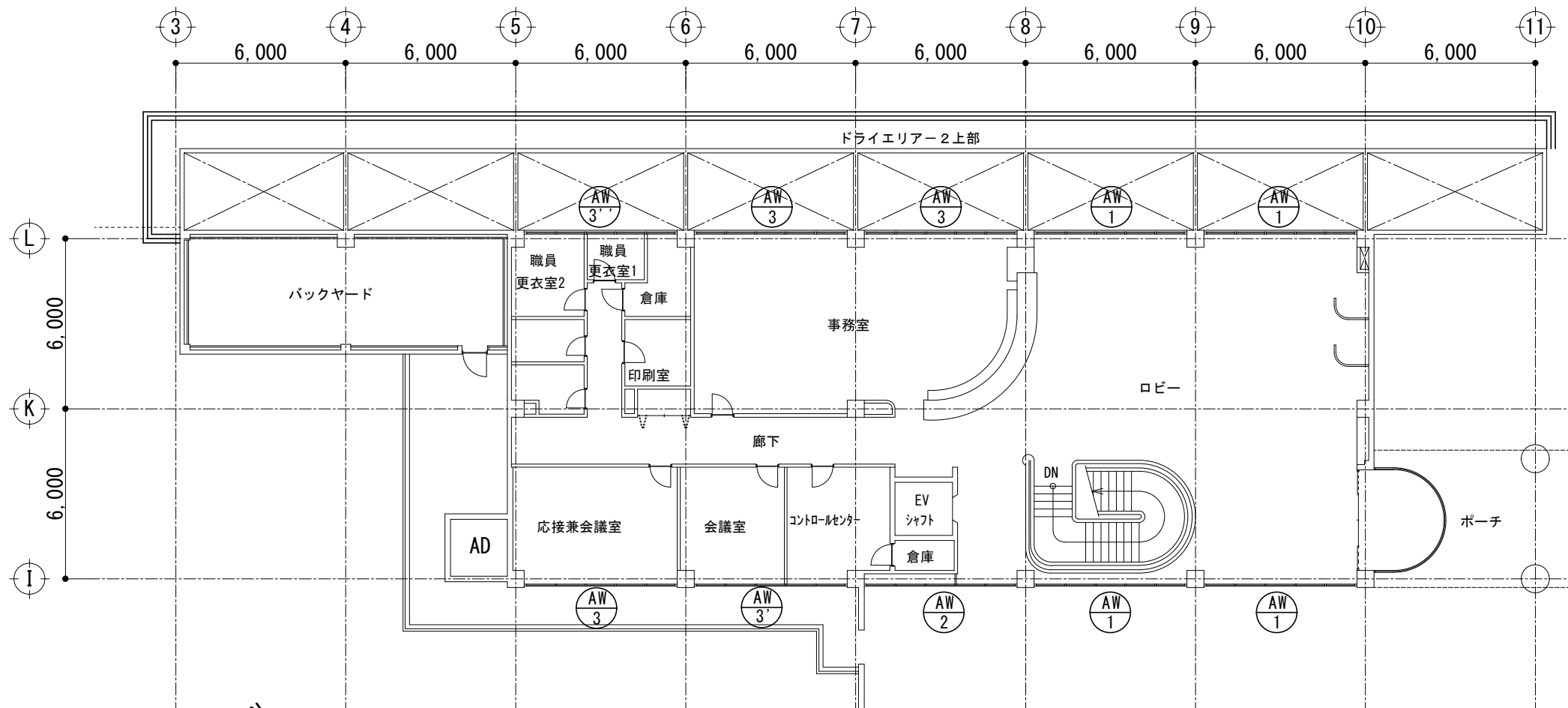




地階平面図 S=1/300



1 階平面図 S=1/300

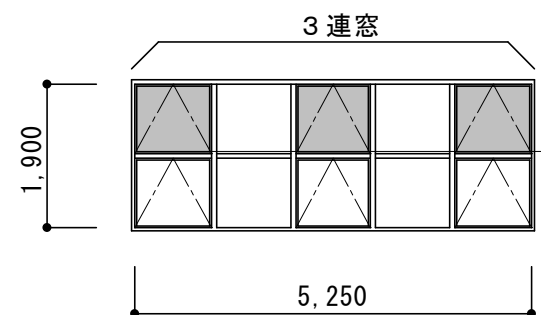


ロビー平面図 1/200

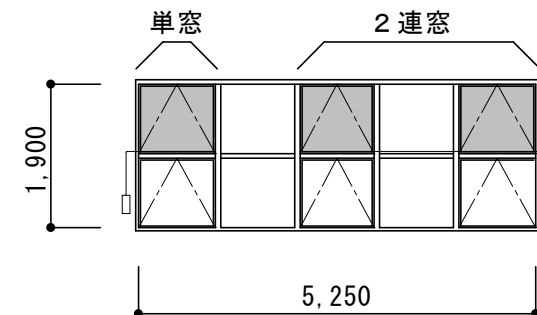
建具表 1/100

凡例：  : 排煙窓  : 排煙オペレーター

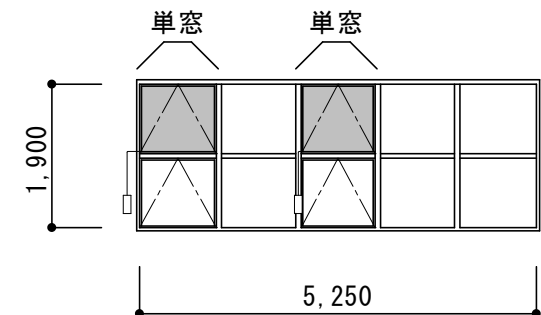
 3連窓×1（3か所）



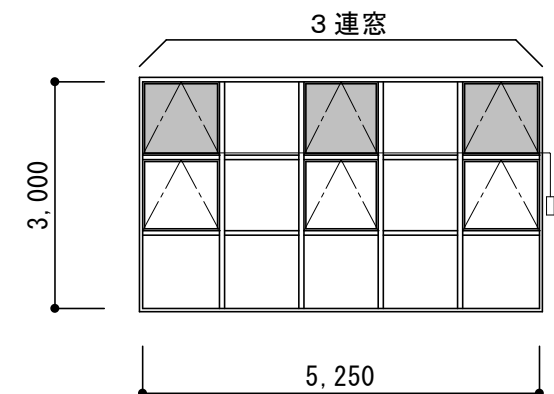
 2連窓×1，単窓×1（1か所）



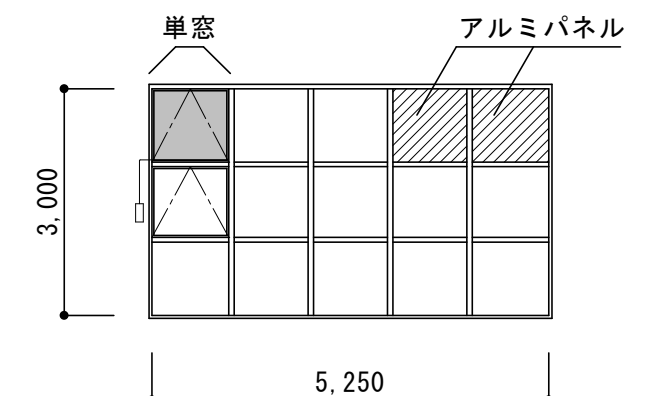
 単窓×2（1か所）

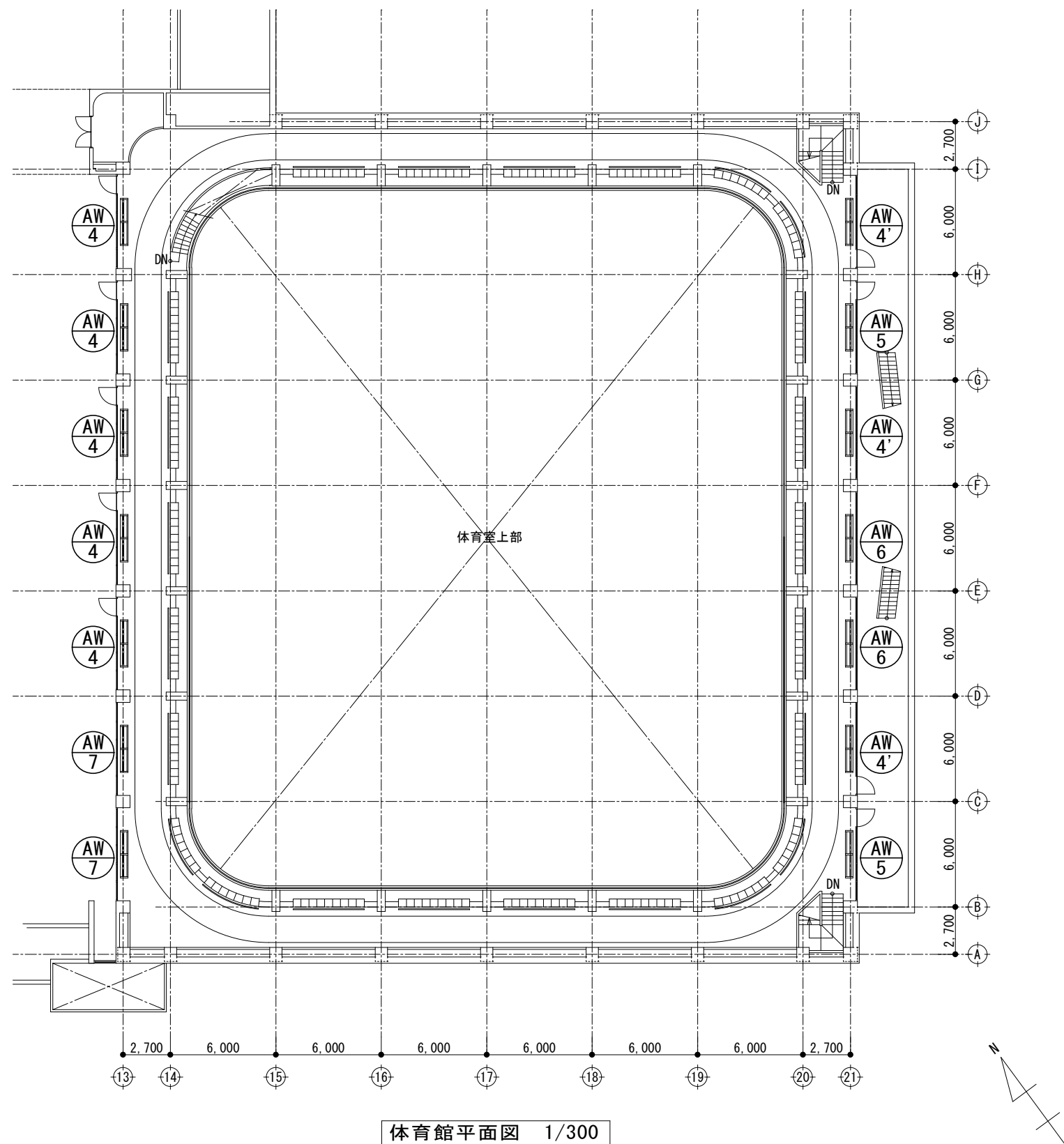


 3連窓×1（4か所）



 単窓×1（1か所）





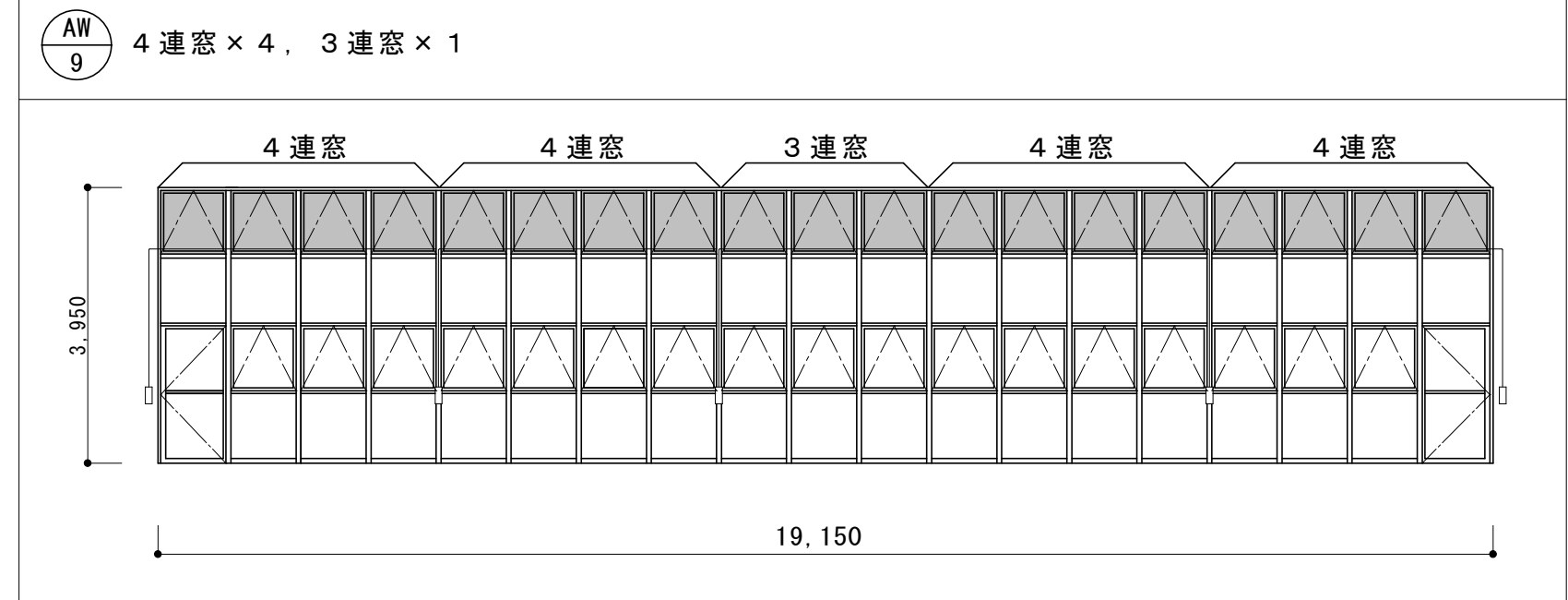
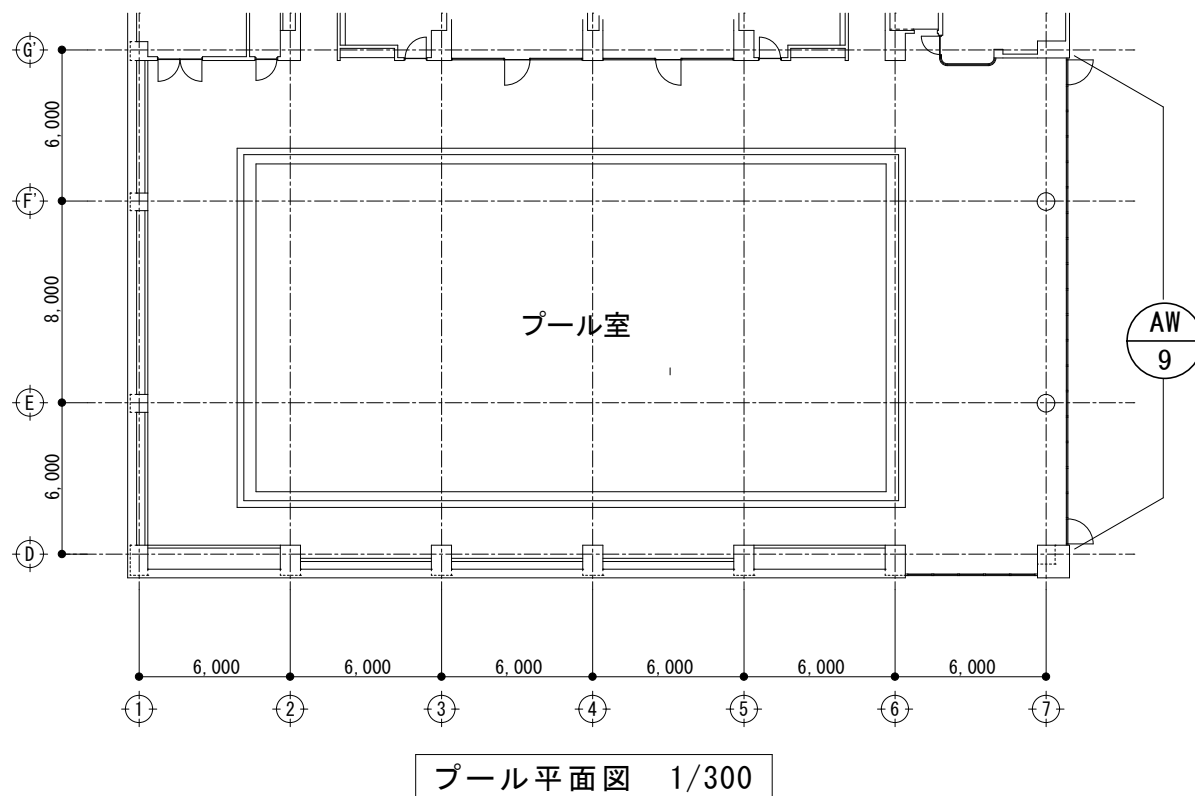
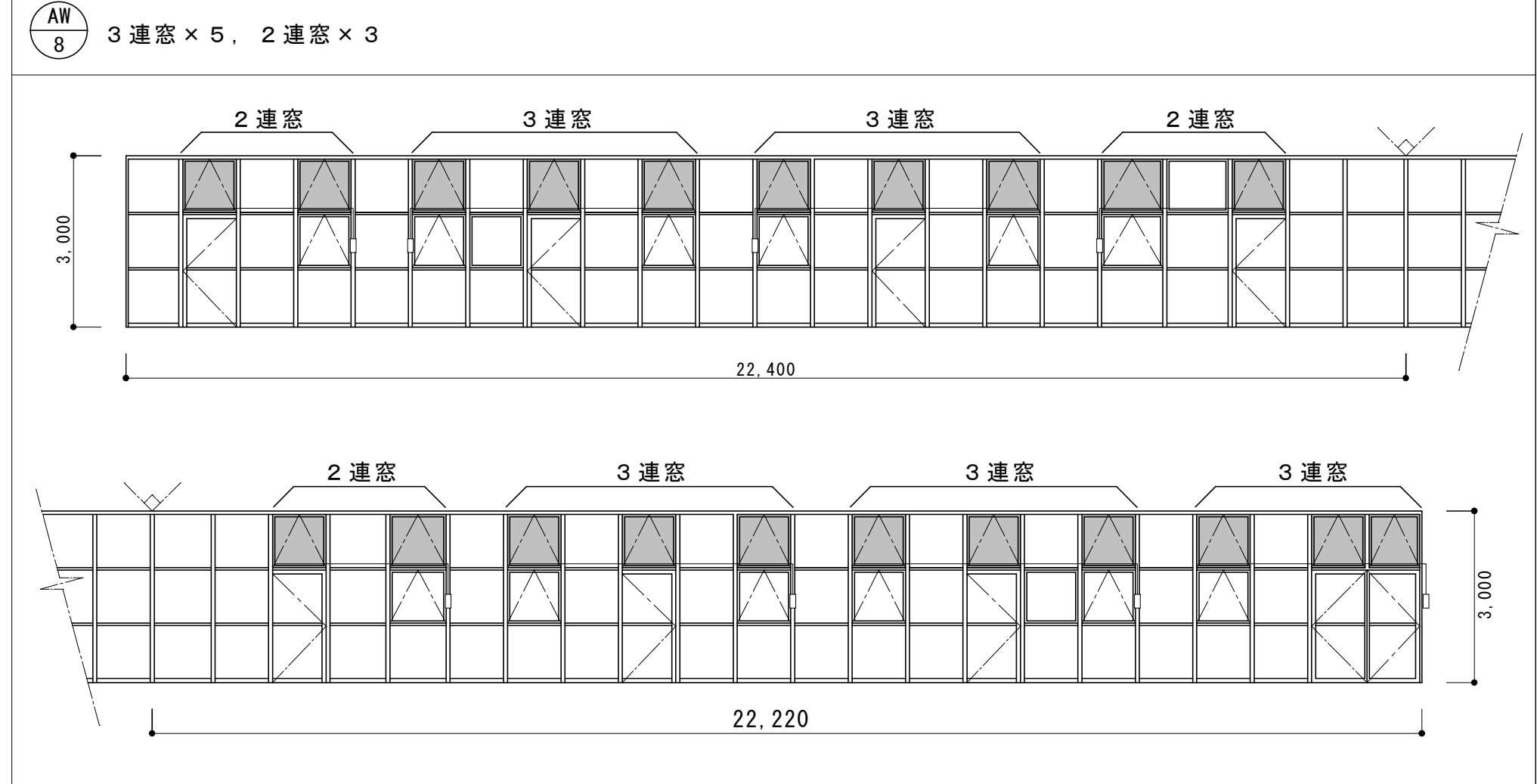
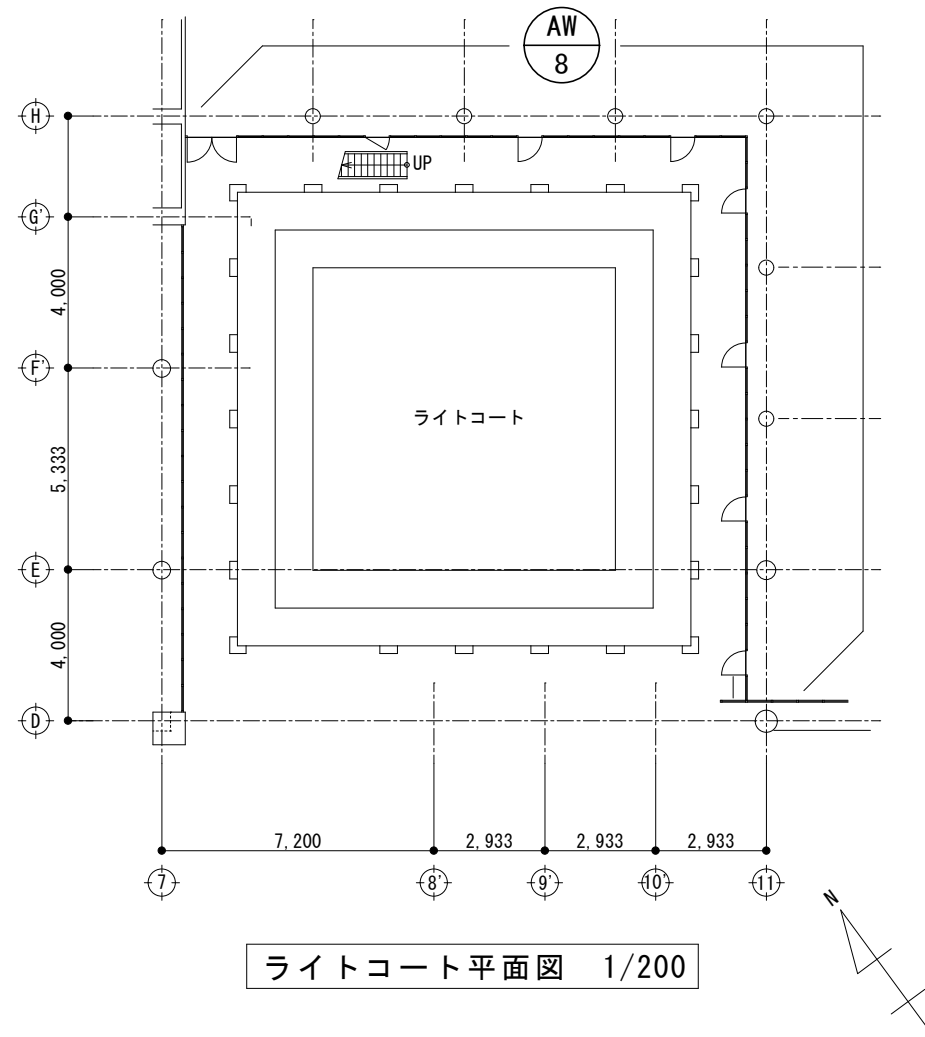
建具表 1/100

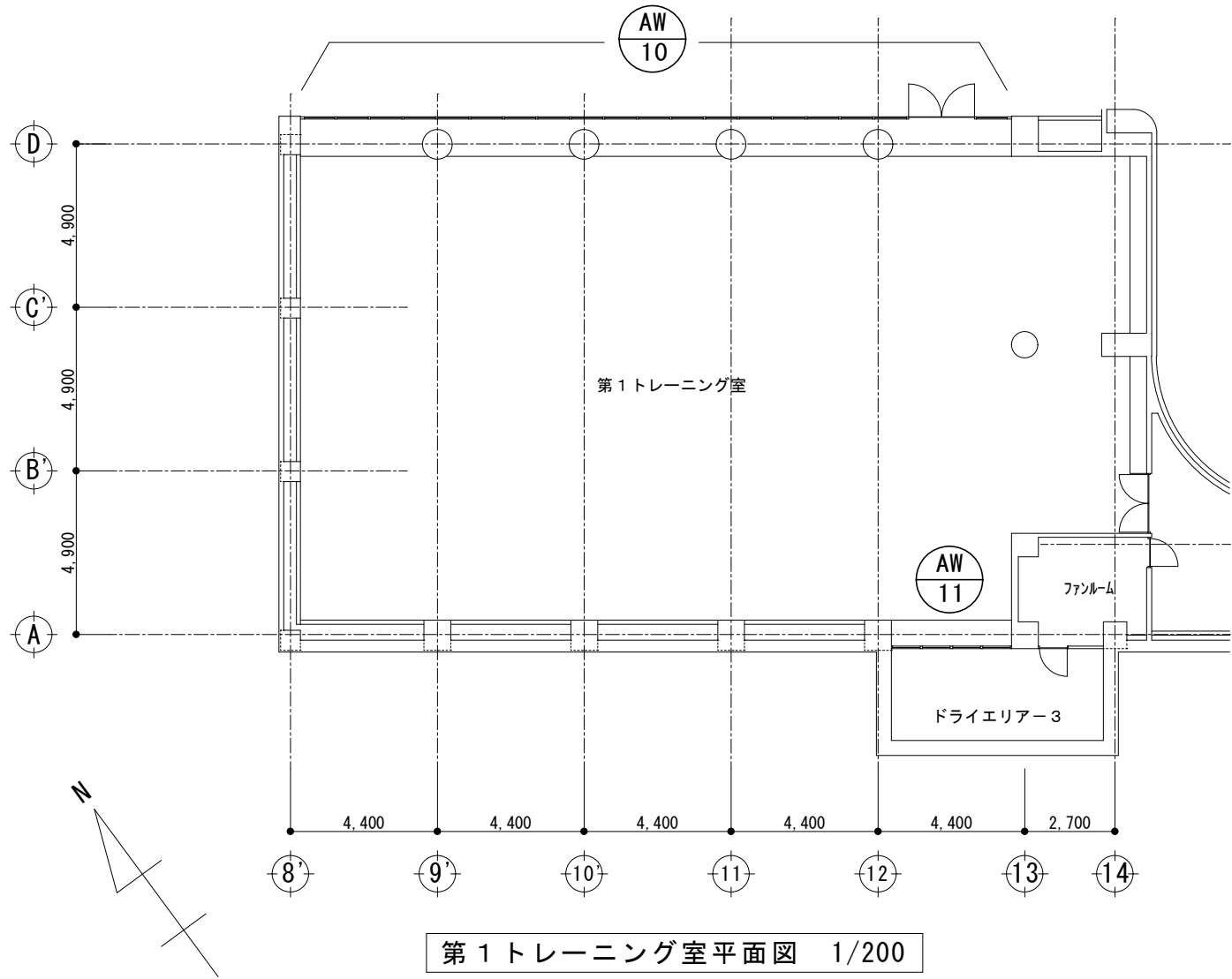
凡例：  : 排煙窓  : 排煙オペレーター

AW 4 3連窓×1, 2連窓×1 (5か所)	AW 4' 3連窓×1, 2連窓×1 (3か所)
2連窓3連窓 3,0005,150	3連窓2連窓 3,0005,150
AW 5 3連窓×1, 2連窓×1 (2か所)	AW 6 3連窓×1, 2連窓×1 (2か所)
3連窓2連窓 3,0005,150	3連窓2連窓 3,0005,150
	AW 7 3連窓×1, 2連窓×1 (2か所)
	3連窓2連窓 1,6405,150

建具表 1/100

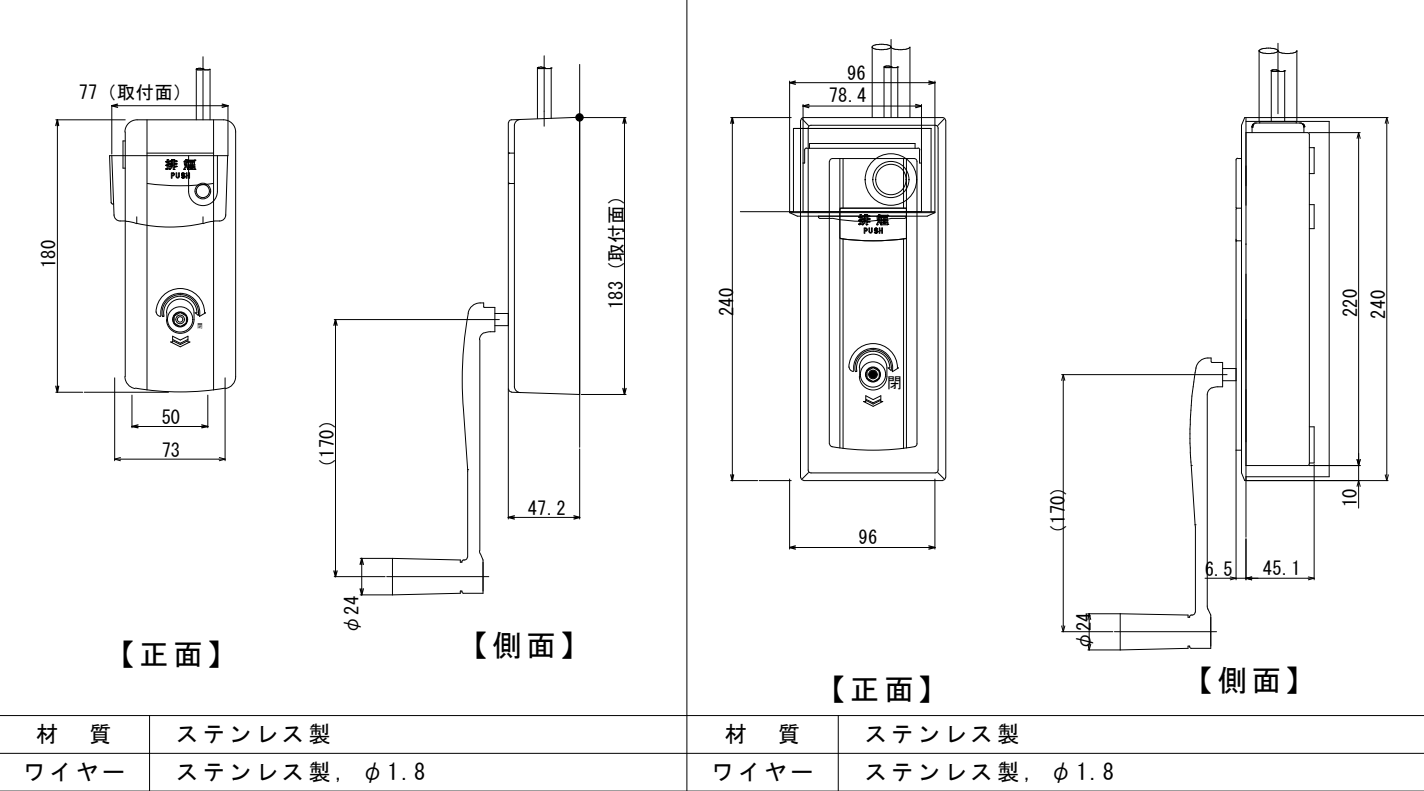
凡例：  : 排煙窓  : 排煙オペレーター





第1トレーニング室平面図 1/200

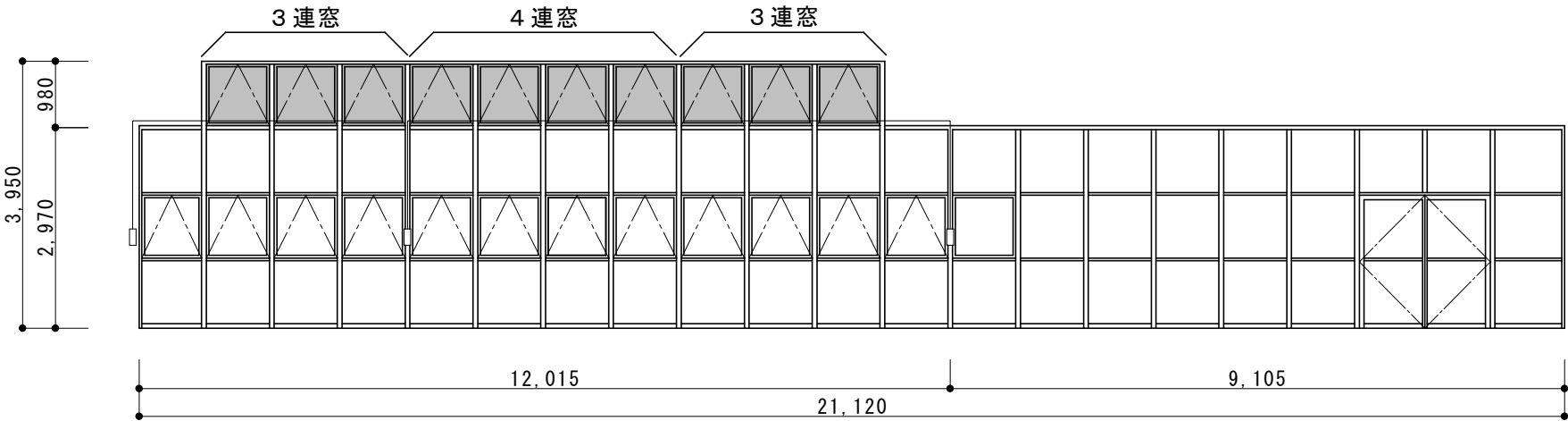
排煙オペレーターハンドルボックス (1/5) 【参考図】



建具表 1/100

凡例： : 排煙窓 : 排煙オペレーター

4連窓×1, 3連窓×2



4連窓×2

